

論 説

フランスの環境憲章制定をめぐる 憲法改正について

—環境権と集団の人権享有主体性との関連に関する一考察—

江 原 勝 行

《モン・サン・ミシェルは人間の才を物語っている。天空に放たれた信仰と精神の挑戦、それがこの空中神殿をヨーロッパ全土にとっての巡礼と瞑想の地にしているのだ。しかし、モン・サン・ミシェルはまた、人間自身の創造物、およびかかる創造物を迎える景観に対し人間の活動がもたらす危険の証しともなっている。海の上に地歩を得るために行われた前世紀初頭の作業が、この山における砂の堆積を助長し、のみならず付近の景観を歪めてしまったということは諸君らの知るところである。》

(ジャック・シラク仏大統領による演説、2002年3月18日アヴランシュにて)

- I. 序言——本稿の目的
- II. 憲法的法律の内容
- III. 個人的権利としての環境権
- IV. 集団的権利としての環境権
- V. 結びに代えて——憲法学と集団の権利

I. 序 言——本稿の目的

フランスのJ. シラク (Jacques Chirac) 大統領は、再選がかかっていた2002年大統領選挙に向けてのキャンペーン以来再選後に至るまで、環境権の憲法文化＝環境憲章の制定を自己の重要政策課題の1つとして掲げてきた。⁽¹⁾ 環境憲章制定をめぐるこの憲法改正の試みは、1958年に始まる第五

(1) シラク大統領は、再選後に向けての選挙公約の1つとして、第五共和国憲法に

共和制下において実に16回目のものであるが、今回の憲法改正は、憲法前文に修正を加えるという初の試みを含んだものとなっている。

この憲法前文を修正しようとする試みは、単にそれが初めてのことであるという物理的な意味合いを超えて、憲法学における人権論一般に対して極めて重要な含意をもたらしうるものである。というのも、フランスの現行第五共和国憲法は、その前文において「フランス人民は、一九四六年憲法前文で確認され補充された一七八九年宣言によって定められたような、人権および国民主権の原理に対する愛着を厳粛に宣言する⁽²⁾」ことを謳っているが、環境憲章を制定する今回の憲法改正が承認されることにより、今後「フランス人民」が「愛着」を示すのは、1789年人権宣言ならびに1946年憲法前文においてそれぞれ表明された諸権利・諸原理に対してのみならず、新たに制定される環境憲章中に定められる権利および義務をもその対象とするようになるからである⁽³⁾。まさしく環境権ならびにそれに付随する義務が、古典的自由権、そして福祉国家理念に基づく社会権と同等の地位

環境憲章を付加する憲法改正をフランス国民に提案する意向を、2001年5月3日および2002年3月18日の2回にわたる演説の中で表明していた。V. Discours de Jacques Chirac, le 3 mai 2001 à Orléans, in *Revue juridique de l'environnement (RJE)*, 2003, numéro special, p. 77 et suiv., et Discours de Jacques Chirac, candidat à la présidence de la République, le 18 mars 2002 à Avranches, in *ibid.*, p. 89 et suiv. シラク大統領は環境問題への積極的な取組みを示しており、そのことは、彼が2002年5月に再選されてから、それまでの国土整備・環境省 (Ministère de l'aménagement du territoire et de l'environnement) が環境保全・持続可能な発展省 (Ministère de l'écologie et du développement durable) に改組され、環境問題への対策が強化されたことに象徴的に表れている。

(2) 樋口陽一・吉田善明編『解説世界憲法集第4版』(三省堂、2001年)所収の辻村みよ子によるフランス第五共和国憲法の邦訳による。

(3) シラク大統領が目指す憲法改正は、古典的人権および経済的・社会的権利と並んで環境権を憲法典の一部に組み入れ、通常法律を拘束する優越的利益として環境保護を想定し、憲法院ならびに最上級裁判所を始めとしたすべての公共機関が環境保護上の要請を守護する役割を担うに至ることを眼目としていた。V. Discours de Jacques Chirac, candidat à la présidence de la République, le 18 mars 2002 à Avranches, op. cit., p. 92.

を獲得し、憲法院が合憲性審査を行う際に依拠する「憲法ブロック (bloc de constitutionnalité)」の第三の支柱が出現しようとしているのである。

このように基本的人権の歴史において大きな転機となりうるという含意を環境憲章の制定が内包しているのは、周知のごとく、環境保全にまつわる権利が、従来の人権論における権利の享有主体概念では掌握し切れない内容を国民の利益として承認するものであるからである。日本の憲法訴訟論においても、具体的な個人の権利・自由の保護を超えて、不特定多数人の権利・自由の保護およびあるべき憲法秩序の実現を目指す訴訟——これに含まれる1つの訴訟が環境権訴訟である——の出現が、憲法訴訟の現代的展開として意識されている⁽⁴⁾。そして、このことは、集団の権利主体性を唱道することにより環境権についても積極的な評価を行ういわゆる「第三世代の人権」論の議論が最もよく象徴している人権論の状況でもある。フランスにおける環境憲章の制定は、フランスの法体系の最も高いレベルにおいて、環境保全に関する「第三世代」の権利およびそれに付随する義務を確立するものと言えよう。

本稿は、人権宣言の母国フランスにおける環境権の憲法文化の問題をこの「第三世代の人権」論ないし集団の人権享有主体性の問題との関連において検討素材として採り上げつつ、環境権を憲法上の権利として設定することが人権論、とりわけ人権の享有主体の問題に及ぼす影響についての考察を試みることを目的とする。したがって、環境法に固有の諸問題に関する考察に主眼が置かれるわけではないことをここに付言しておく。

II. 憲法的法律の内容

環境憲章の策定は、シラク大統領の再選が決定して間もない2002年6月に閣議決定された。この閣議決定を受け、古生物学者Y. コパン (Yves

(4) このことを指摘するものとして、例えば高見勝利・高橋和之・中村睦男・野中俊彦『憲法Ⅱ第3版』(有斐閣、2001年) 269-270頁。

Coppens) を委員長とし、議員、法律・科学の専門家、社会団体代表者、企業の代表者等18名により構成され、環境憲章の内容、その策定手続等を検討する委員会が2002年7月に設置された。このコパン委員会によって起草された環境憲章に基づき、2003年6月25日、D. ペルバン (Dominique Perben) 司法大臣が「環境憲章に関する憲法改正案」を閣議に提出し、同案の国会への提出が了承された。閣議了承後の6月27日、同憲法改正案は国民議会の審議に送付された。⁽⁵⁾

環境憲章の制定をめぐる世論の関心も高く、環境保全の理念が憲法規範として定立されること自体については多くの国民の支持が得られていたが、それだけにコパン委員会によって作成された環境憲章の内容に対しては国会内外からの批判も多く、環境憲章に関する国民議会・元老院両院における審議は当初散発的なものに留まり、憲法改正案の成立自体が危ぶまれていた。

しかし、2004年5月に入り、欧州議会選挙が翌月に迫っているという状況下で、人道主義的環境保護を共和国の中核の原則に組み入れることを意欲していたシラク大統領による強い要請もあり、政府は国会の議事日程に同憲法改正案の審議を組み込んだ。そして、まず国民議会における法務委員会ならびに経済問題委員会での審議を経た結果、環境憲章に関する憲法改正案は、2004年6月1日国民議会において可決された(有効投票数338票中、賛成328票、反対10票、棄権194票)。国民議会によって採択された憲法

(5) Jean-Philippe Feldman, Le projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement, in *Recueil Dalloz*, 2004, n° 14, p. 970. なお、この憲法改正案が策定されるに至った政治的・社会的背景および同憲法改正案の内容をめぐる政治上の議論については、門彬『『環境憲章』制定のためのフランス憲法改正法案』外国の立法第222号(2004年)87頁以下においてすでに紹介されている。

(6) 世界自然保護基金(World Wide Fund for Nature)設立40周年を記念して2001年9月に行われた世論調査によれば、フランス国民の89%が環境保護への権利を憲法典に盛り込むことを支持していた。V. Marie-France Delhoste, L'environnement dans les Constitutions du monde, in *Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger*, N° 2-2004, p. 442.

改正案は直ちに元老院に送付され、国民議会と同様法務委員会ならびに経済問題委員会において審議された結果、国民議会によって可決された憲法改正案を修正することなく、6月24日元老院も同改正案を採択した（有効投票数264票中、賛成172票、反対92票、棄権47票⁽⁷⁾）。その後、2005年に入り、欧州連合憲法批准の是非を問う国民投票実施のための憲法改正案ならびに環境憲章制定のための憲法改正案を両院合同会議の議決に付す大統領令が2月18日に発令され、2月28日に召集された両院合同会議において、環境憲章に関する憲法改正案は、有効投票数554票中、賛成531票、反対23票の圧倒的多数をもって採択され、翌3月1日、大統領による審署を受け正式に成立した。この憲法的法律は全3条より構成され、その内容は以下のようになっている。

第1条 第五共和国憲法前文第1項は、「および2004年環境憲章において規定された権利ならびに義務に対する」という文言により補完される。

第2条 2004年環境憲章は、以下のとおり制定される。

「フランス人民は、

天然資源ならびに自然界の均衡が人類の出現を条件づけたということ、
人類の将来ならびに存在そのものがその自然環境と不可分であるということ、

環境は人類の共有財産であるということ、

人は、生存の条件ならびに自身の発展に対しますます影響を及ぼしつつあるということ、

生物の多様性、人格の開花、人間社会の進歩が、一定の消費もしくは生

(7) 周知のように、憲法改正手続を定めたフランス第五共和国憲法第89条の規定により、憲法改正案は、両議院によって採択されても、人民投票によって承認されるか（第2項）、または、両院合同会議（Congrès）として招集される国会において5分の3の多数による承認を獲得しなければ（第3項）、その手続を完了したことにはならない。どちらの手続が選択されるかは、終局的には大統領の決断にかかっている。

産様式および天然資源の過度の開発により影響を受けているということ、

環境保全は、国民が有する他の基本利益と同様に追求されなければならないということ、

持続可能な発展を確保するためには、現在の欲求に応じることを目的とした選択は、将来世代ならびに他の人民が自身の欲求を充足させる能力を危うくするものであってはならないということ、

これらのことに鑑み、以下のとおり宣言する。

第 1 条 各人は、健康を尊重する均衡のとれた環境の中で生存する権利を有する。

第 2 条 何人も、環境の保全ならびに改善に参加する義務を有する。

第 3 条 何人も、法律により定められた条件において、環境に対し自己が及ぼしうる侵害を防止し、さもなくばその侵害の影響を制限しなければならない。

第 4 条 何人も、法律により定められた条件において、自己が環境にもたらす損害の回復に貢献しなければならない。

第 5 条 科学的知見の現状において不確実であっても、損害の発生が環境に対し重大かつ不可逆的な影響を及ぼしうる場合には、公共機関は、予防原則の適用により、自己の権限の範囲内において、リスク評価手続を実施し、損害の発生を予防するべく相応の暫定的措置を講じるよう留意する。

第 6 条 公共政策は、持続可能な発展を促進しなければならない。この目的のため、公共政策は、環境の保護ならびに開発、経済発展、社会の進歩を調整する。

第 7 条 何人も、法律により定められる条件ならびに限界において、公共機関が保持する環境に関する情報にアクセスし、環境に影響を及ぼす公的決定の策定に参加する権利を有する。

第 8 条 環境に関する教育ならびに育成は、本憲章に定められた権利義

務の行使に貢献しなければならない。

第9条 研究ならびに技術革新は、環境の保全ならびに開発に寄与しなければならない。

第10条 本憲章は、欧州ならびに国際レベルでのフランスの行動の指針となるものである。」

第3条 第五共和国憲法第34条第4項の末尾に、「環境保全」という文言が挿入される。

上記のように、当憲法的法律第2条において環境憲章の全容が明らかにされている。この環境憲章の理念は、経済発展ないし社会の進歩と環境保全との新たな均衡を探究しつつ、世代間の連帯を保証する「持続可能な発展 (développement durable)⁽⁸⁾」という観点を公共政策一般に組み込むことであるが、それは取りも直さず、——共和国の諸法律によって承認された基本原則として承認されることをシラク大統領が望んだ⁽⁹⁾——「責任原則 (principe de responsabilité)」、「予防原則 (principe de précaution)」、「統合原則 (principe d'intégration)」、「防止原則 (principe de prévention)」、「参加原則 (principe de participation)」という環境保護に関する5つの原則となって表れている。

「責任原則」とは、公的であると私的であるとを問わず、あらゆる個人または集団は、資源を消費し、それにより汚染の原因をつくっている以

(8) この「持続可能な発展」という概念は、国連開発計画 (United Nations Development Programme) において示された「持続可能な人間の発展 (sustainable human development)」という概念と関連している。See “Governance for sustainable human development”, A UNDP policy document, United Nations Development Programme, January 1997 (<http://magnet.undp.org/policy/default.htm>). この「持続可能な人間の発展」概念については、稲正樹「集団の人權——発展の権利を中心に——」公法研究第61号 (1999年) 131-132頁において詳細に紹介されている。なお、1993年に制定された日本の環境基本法においても、「持続的発展が可能な社会」という理念が第4条において示されている。

(9) Discours de Jacques Chirac, le 3 mai 2001 à Orléans, op. cit., p. 79.

上、「汚染者負担のルール (règle pollueur-payeur)」に従いその汚染についての責任を引き受けなければならないとするものである。このことは、物品ないしサービスの対価が環境保護のコストを考慮に入れたものでなければならぬ⁽¹⁰⁾ということの意味するとされる。「予防原則」とは、環境汚染における損害のリスクにつき科学的な因果関係が不確実であったとしても、当該損害が環境に対し重大かつ不可逆的な影響を及ぼすものである場合には、公共機関は、損害の発生原因たりうる行為に対し想定される損害に応じた適切な規制措置を即時的かつ暫定的に講じなければならないとするものである⁽¹¹⁾。「統合原則」とは、環境をあらゆる局面において意思決定の基準とすることにより、国であると地方公共団体であるとを問わず、すべての公共機関は、環境という新たな行動基準を自己の政策に組み入れなければならないとするものである。「防止原則」とは、科学的に因果関係が証明されうるリスクの予測に基づき、環境上の損害を回避するために、その発生原因たりうる行為に対し未然に規制を行うとするものである。「参加原則」とは、環境保護と関連を有する公的意思決定過程に市民が参画することを可能ならしめる——国・地方双方のレベルにおける——制度の組織化を企図したものである⁽¹²⁾。

(10) 国民議会の審議においては、この「責任原則」が環境権の「第三世代の人権」たる基本的特質として確認されている。V. <http://www.assemblee-nat.fr/12/cr-cloi/03-04/c0304036.asp>

(11) この「予防原則」は、1992年の国連環境開発会議リオ宣言中に定められた原則 15「環境を保護するため、予防的アプローチは各国により、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻なまたは回復し難い損害の恐れが存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如を、環境悪化を防止する上で費用対効果の大きい措置を延期する理由として用いてはならない。」にその起源を有する。フランスにおいても、法律のレベルでは、環境法典 (Code de l'environnement) L110-1 条 (Loi no 2002-276 du 27 février 2002 art. 132 Journal Officiel du 28 février 2002) の中で「汚染者負担の原則」、「参加原則」等とともにすでに規定されていた。

(12) V. Discours de Jacques Chirac, le 3 mai 2001 à Orléans, op. cit., pp. 79-81 et Projet de loi constitutionnelle relative à la Charte de l'environnement (exposé des motifs), in *RJE*, 2003, numéro special, pp. 173-175. なお、「予防原則」、「防止

なお、周知のごとく、このように環境権関連の規定を憲法等の基本文書に設けることは、ヨーロッパを中心とした諸外国においてすでに行われてきた営為であり⁽¹³⁾、その点に関して言えば、フランスにおける環境憲章の制定それ自体において斬新さは見当たらない。ただし、この環境憲章の内容そのものにおいてとりわけ特徴を成すものは、その第5条において定められた「予防原則」である。科学的因果関係に基づかないリスク評価に立脚したこの「予防原則」は、広く国際的に承認された環境法上の行動原則であるにもかかわらず、それが憲法規範として国内法に取り込まれている例はほとんど見られない。環境の分野における一定の権利ならびに義務そして公共機関が採用すべき行動原則を体系的に示したことと並んで、この「予防原則」を憲法レベルの規範として採用したということこそが、環境保全措置において他国の環境権規定よりもさらに発展的な内容を環境憲章に与えていると言えるであろう。このことは、ヨーロッパにおいてむしろ「環境後進国」であったフランスを一気に「環境先進国」へと押し上げよ

原則、「参加原則」については、北村和生「フランスにおける『良好な環境への権利』と環境法上の一般原則——バルニエ法を中心に——」山下健次・中村義孝・北村和生編『フランスの人権保障——制度と理論——』（法律文化社、2001年）204-207頁においても、1995年に制定された環境保護の強化に関するいわゆるバルニエ法の紹介として説明されている。

- (13) 自然的生存基盤に対する保護義務を新たに規定したドイツの1994年基本法改正はとりわけ有名であるが、その他にも、1994年にオーストリアにおいて制定された「環境保護に関する包括的基本法」、良好な環境保護への権利を新たに規定したベルギーの1994年憲法改正、環境保全に関する国の責務につき修正を施したギリシャの2001年憲法改正、環境保護ならびに持続可能な発展等につき修正を施したスイスの1999年憲法改正、環境権ならびに環境保全の義務を規定したスペイン1978年憲法、フィンランド1999年憲法、ポルトガル1976年憲法等、ヨーロッパレベルにおいては、環境保護につき規定した2000年欧州連合基本権憲章、環境保全ならびに持続可能な発展に対する責務を規定した2004年欧州憲法条約など、ヨーロッパにおける憲法等の各基本文書は、環境保全に対する意識をさらに高めつつある。V. L'environnement dans les constitutions des quinze et de la Suisse (Extraits réunis par Henri Smets), in *RJE*, 2003, numéro special, pp. 139-145. ただし、フランスにおいても、国民の良好な環境を享受する権利に対し憲法によって保障される公的自由としての価値を付与しようとする政治的な動きは、すでに1970年代に見られた。

うとする政治的意図が環境憲章に関する憲法改正の動向に垣間見えると評価⁽¹⁴⁾しうる所以である。

III. 個人的権利としての環境権

「連帯の権利 (droit de solidarité)」の名の下に総称される「第三世代の人権」の一範疇としての環境権は、1972年に開催された国連人間環境会議(ストックホルム会議)において採択された人間環境宣言(ストックホルム宣言)に端を発し、とりわけ国際法上その法文化に関し多大なる進展を遂げてきた。特に、人間環境宣言については、その「原則」第2条(「大気、水、大地、動植物およびとくに自然の生態系の代表的なものを含む地球上の天然資源は、現在および将来の世代のために、注意深い計画と管理により適切に保護されなければならない。」)において、ストックホルム会議の共通認識となったあるべき環境政策の理念が集約されていると言える。これ以降、

(14) Cf. <http://www.assemblee-nationale.fr/12/rapports/r1595.asp#P510119064> ただし、容易に予想されるように、この「予防原則」に対しては、国民議会・元老院各院における採択に至るまでの審議過程において、政界、経済界、法曹界、医学界など各分野からしばしば疑義が提起されていた。すなわち、「予防原則」の憲法規範化が——その定義・解釈・適用の仕方によっては——学術研究、経済発展、技術革新に対する重大な阻害要因となりうるという批判の顕在化である(憲法改正案に対する国民議会での表決において棄権票が194にもぼったことは、このことに起因している)。実際、憲法改正案の中でも環境憲章第5条は国民議会の審議において修正の対象となり、憲法第34条に規定されている法律事項に「環境保全」の項目を加える法文が憲法改正案第3条として付け加えられたのも、「予防原則」に対し立法上の厳密な枠づけを課すべきとの政治上の意図に端を発している。この問題について、例えば L. ファヴォール (Louis Favoreu) は、裁判所が「予防原則」の適用場面を限定する解釈を行うという想定を提示することにより、「予防原則」に対するかかる批判を回避し、この原則の有用性を肯定していた。V. <http://www.senat.fr/commission/loi/lois040604.html#to1> なお、環境憲章第5条に規定されたこの「予防原則」につき詳細な検討を加えるものとして、V. Dominique Chagnollaude, *Le principe de précaution est-il soluble dans la loi? A propos de l'article 5 de la charte de l'environnement*, in *Recueil Dalloz*, 2004, n° 16, p. 1103 et suiv.

1982年に開催された国連環境計画管理理事会特別会合において採択された⁽¹⁵⁾いわゆるナイロビ宣言を始めとして、国連による活動を中心とした環境問題への国際的な配慮が増大していく。

環境問題に関するこのような国際的状況を背景として、フランスにおいても、環境に対する配慮は今後ますます発展しゆく利益であるという観点から、国民の環境権ないし国家による環境保護義務の理念が受容されやすい社会的雰囲気醸成された。その際、——環境が憲法上保護されるべき利益としてはいまだ承認されていないということを前提とした——法律論としては、判例理論をも射程としながら、例えば健康、生命、身体の完全性への権利、あるいは私生活ないし家族生活の尊重ならびに住居の尊重の概念と良好な環境を享受する個人の権利とを接合させることにより環境権の裁判規範性を肯定する、というのが当初の一般的な議論のあり方であった⁽¹⁶⁾。この点に関連して、フランスにおける憲法訴訟論をリードしてきた

(15) このナイロビ宣言は、環境科学の進歩、環境保全に関する原則の憲法規範化を含む環境法令の制定、環境政策を実施する政府機関ならびに非政府機関の設立、環境対策についての国際的な協力体制を要請する国際取極の締結、といった環境問題に関する国際的な進展を確認した上で、ストックホルム宣言を推進するための諸原則を定式化し、現在の地球環境が将来世代に継承される条件の確保を要請したものである。

(16) 例えば、イザベル＝ジュリエット・ジロドゥ（訳／石川裕一郎）「フランスにおける環境権」ジュリスコンサルタス第11号（2001年）33頁。V. aussi Jean-François Renucci, *Droit européen des droits de l'homme*, 2^e édition, Paris, LGDJ, 2001, p. 476. 本文で言及された議論は、今回の環境憲章の制定をめぐる憲法改正に関する国民議会での審議においても確認され、健康、社会保障、家族生活、教育、雇用等に関して国民が国家の作為を要求することができる「債権としての権利 (droits-créances)」は公共政策における単なるプログラムではないという主張を環境権についても援用する議論が提起された。V. http://www.assemblee-nat.fr/12/europe/rap-info/i1372.asp#P410_101747 それに対して、環境権を他の個人的権利と接合させることによってその権利性を承認するという立論は、環境権が単独では成立しえない脆弱な権利概念であることの証左であると解釈する見解も存在する。V. Philippe Billet, *La constitutionnalisation du droit de l'homme à l'environnement. Regard critique sur le projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement*, in *RJE*, 2003, numéro special, p. 42.

D. ルソー (Dominique Rousseau) も、「第三世代の人権」に関するフランスにおいては先駆的な論稿の中で、1789年人権宣言第2条によって確立された安全への権利 (*droit à la sûreté*) から人の生命に対して危険をもたらさない環境を享受する個人の権利が派生しうることを示唆している⁽¹⁷⁾。

環境権の評価に関するこのような議論の仕方は、「第三世代の人権」一般に対して否定的な態度を採る論者によっても共有されている。「連帯の権利」に象徴される「第三世代の人権」論に対するラディカルな批判者として知られる F. スュードル (Frédéric Sudre) は、集団の権利主体性、権利の特定可能性、人権概念の希釈化といった観点から「連帯の権利」に関して徹底した批判を展開している⁽¹⁸⁾が、発展への権利、平和への権利、人類の共通財産尊重への権利に対する評価とは異なり、唯一環境権に関しては、人権概念が要請する法的技術になじむ余地のあることを認めている。環境権に関してそのように柔軟な態度が示される理由としては、第一に、良好な環境の保全への権利が国際人権 A 規約 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約) 第12条において規定されている健康を享受する権利として分析されうるならば、環境権を明確な内容を有する権利として、すなわち、環境を侵害する余地のある公共機関の政策決定に関する情報を入手する権利や、適切な不服申立て手段への権利といった手続的権利とし

(17) Dominique Rousseau, *Les droits de l'homme de la troisième génération*, in *Droit constitutionnel et droits de l'homme. Rapports français au IIe Congrès Mondial de l'Association Internationale de Droit constitutionnel Paris-Aix-en-Provence 31 août-5 septembre 1987*, Paris-Aix-en-Provence, Economica-Presses Universitaires d'Aix-Marseille, 1987, p. 126 et pp. 128-129. ただし、ここにおけるルソーの議論は、環境憲章の制定が憲法前文の修正を伴って行われるという形式での環境権の憲法規範化など当時の政治的現実からは予想もつかない1980年代に展開されたという時代背景を反映したものと言えよう。

(18) Frédéric Sudre, *Droit international et européen des droits de l'homme*, 4^e édition mise à jour, Paris, PUF, 1999, p. 176 et suiv. スュードルによる「第三世代の人権」論に対する批判については、岡田信弘「第三世代の人権論——その提起するもの」高見勝利編『人権論の新展開』(北海道大学図書刊行会、1999年) 166-167頁においてすでに紹介がある。

て評価することができるということ、第二に、環境権が公権力に対抗しうる内容をもっているとすれば、それは、他の個人的権利と同様、環境を保護する義務を負った諸個人に対しても対抗しうるものであるということ、第三に、欧州人権条約の体制の下では、——環境権それ自体が保障されているわけではないが——環境に対する侵害が同条約によって保障された個人の権利、とりわけ私生活ないし家族生活の尊重に違反する場合には、環境権を間接的に保護する仕組みが欧州人権裁判所の判例上確立しているということ、が挙げられている。このように、「連帯の権利」の一範疇としてではなく、あくまでも個人的権利との関連づけが認められるという意味において、環境権に対する積極的評価が実定法上行われうるとスュードル⁽¹⁹⁾は結論づけている。

しかし、環境が憲法上保護されるべき利益としてはいまだ承認されていないということを前提としてもなお、環境権は個人的権利と同時に集団的権利をも構成するという見解もまた根強く存在している。環境権が集団的権利をも構成すると主張されるのは、この権利が国家機関のみならず諸個人ならびに社会集団をも債務者としていることとも関連している。この見解によって観念される環境権は、1789年人権宣言第4条ならびに第5条において示されている、他者に対する有害な行為＝自由の侵害という定式に立脚するのみならず、1946年憲法前文において宣明された、個人ならびに家族の発展に必要な条件の確保および健康の保護という利益からも導き出される個人的および集団的権利として想定される。⁽²⁰⁾このように環境権がしばしば提起する法技術的な問題が不問に付されることにより、この見解においては、環境保護を憲法前文において承認し公権力の活動の指導原則たる地位にまで高めることにつき、法律解釈の際の指針の提供、環境保護という目的により若干の基本権を制限する法制度の正当化、環境保護への配

(19) F. Sudre, *Droit international et européen des droits de l'homme*, op. cit., pp. 182-183.

(20) ジロドゥ・前掲注14・34-37頁参照。

慮に欠ける法律の立案の阻止、司法による権利創出の基盤の提供といった観点から、法的有用性が積極的に付与される。⁽²¹⁾ 環境権は、厳密な意味における個人的権利ではないが故に、権利の保持者を始めとした技術的な困難をその性質上惹起するが、それでもなお、環境権の集団的性格は良好な環境への権利を基本権として承認する障壁とはならないという見解が表明される⁽²²⁾ 所以である。

実際、今回の環境憲章制定のための憲法改正が、環境憲章の制定による、国民が有するであろう環境権の承認に留まらず、環境憲章が1789年人権宣言ならびに1946年憲法前文と同等かつ憲法典本体とは別個の法的価値を有することを是認する憲法前文の修正をも伴っているのは、そのような文脈において理解されうるであろう。環境憲章制定のための憲法改正は、憲法レベルの基本権としての環境人権の承認と、法律に優越する価値を有する環境法上の一般原則の確立という2つの側面をもっている。個人的権利としての環境権は、ある意味において、1995年に制定された環境保護の強化に関するいわゆるバルニエ法によってすでに確立されていると云えるのであって、そのような環境権を憲法によって保護され憲法院によっても保障される基本的価値の地位にまで高めるためには、環境権を形式的に憲法前文ないし憲法本文の中に組み入れる必要があった。⁽²³⁾ このことは、環境を単に「良好な (sain)」という言葉で修飾することに留まれば、人・モノの安全への権利へと憲法院判例によって拡大されてきた憲法上の健康への権利の承認を無益に反復するにすぎなくなってしまうのであり、環境憲

(21) 同33頁。

(22) J-F. Renucci, *Droit européen des droits de l'homme*, op. cit., p. 476.

(23) バルニエ法が有する法的効力の不十分性は、今回の憲法改正に関する議会審議においても意識されていた。V. <http://www.assemblee-nat.fr/12/cr-cloi/03-04/c0304036.asp> バルニエ法に対しては、その宣言的性格により、環境権の実効性を確保することを可能ならしめるような国会および政府に対抗しうる拘束力をもつものか否か、学説上も疑問を呈されてきたところであった。V. P. Billet, *La constitutionnalisation du droit de l'homme à l'environnement*, op. cit., p. 38.

章の制定は、かかる反復を超えて、生態環境にとって不可欠な生物の多様性、景観、文化財を維持した均衡のとれた環境を要請するという理念を内包しているという理解となつて表れている⁽²⁴⁾。

環境憲章制定のための憲法改正の根底にあるこのような議論は、単なる願望ではない法的権利として「第三世代の人権」を承認する主張に不可避免的に接合している。国家、自然人、法人のすべてを権利の保持者にして義務の名宛人として包摂する環境権は、「第三世代の人権」の是認による新たな人権論の構築の活路を開く役割を担いうるがために、1789年人権宣言によって確認された個人的権利ならびに1946年憲法前文によって宣明された社会的・集团的権利を統合する具体的な権利概念として正当化されうるという理論上の期待が存するのである⁽²⁵⁾。

IV. 集团的権利としての環境権

上記のように国民の環境人権ないし国家の環境保護義務を積極的に擁護しようとする立場は、社会において新たに生成されてきた個人的および集团的権利の承認を現代の法秩序を革新する特質を有するものとして評価する潮流と結びついている。かかる潮流は、2世紀を経てもなお——単なる歴史的遺産に留まらず——その法的意義を発揮している1789年人権宣言の政治および司法の場における現代的運用を評価しつつも、それらの新たな人権の承認を、現代の諸状況が緊急に要請しているという意味において、現代文明の危機と表裏を成すものとして位置づけている⁽²⁶⁾。現に、「第三世代の人権」ないし「連帯の権利」に対し懐疑的な態度を採りつつフランス

(24) V. Michel Prieur, *La charte, l'environnement et la Constitution*, in *L'Actualité juridique-Droit administratif*, N° 8/2003, p. 353.

(25) V. *ibid.*, p. 353.

(26) P. ex. Diego Uribe Vargas, *La troisième génération des droits de l'homme*, in *Recueil des cours de l'Académie de droit international*, 1984- I, The Hague/Boston/London, Martinus Nijhoff Publishers, 1985, p. 374.

における公的自由論をリードする論者も、集団の人権享有主体性の問題が、その考察対象を企業や労働組合といった伝統的な社会経済的諸団体から民族的・文化的マイノリティーを始めとした自然集団へとシフトチェンジしつつあることを背景に、国民が有する自由の保障の問題が1789年人権宣言によって描き出された図式のみをもってしては論究し尽くすことができない⁽²⁷⁾ということは認めざるをえない。この意味において、フランスにおけるリベラリズムの伝統は、環境憲章制定の動向に鑑みても、多かれ少なかれ揺らぎの状況を呈してきていると言えよう。

このことは、フランスにおいて早い段階から「第三世代の人権」概念、とりわけその一範疇としての環境権を擁護してきた論者であるルソーによって原理的にも確証される。彼は、例えば1946年憲法によって打ち出された集団的諸権利を個人という項辞のみをもって説明する、すなわち集団的に行使されるがあくまでも個人的権利として分析するリベラリズムが提示してきた人権解釈に疑問を投げかける。ルソーによれば、フランスにおいて1789年に始まる人権の伝統は、1789年人権宣言において他害原理の下での自由観や市民の立法参加権および公務就任権が定められているように、諸個人間の関係を多面化させることを本質とする「開かれたシステム (système ouvert)」に存する。換言すれば、人権概念が社会に生み出したものは、諸個人の自由な往来が可能となる「公共空間 (espace public)」の創設であったとされる。このような観点からすると、彼にとって、人権とは個人の自由ではなく「関係の自由 (libertés de rapports)」であり、人権の保持者は各個人というよりもむしろ「公共空間」と呼ばれる集団であるということになる。この見地においては、人権の進歩が語られうるのは、諸個人間の関係の布置を増幅させる「公共空間」の拡大という観点からのみであると考えられる。したがって、「第三世代の人権」の承認は、1789年人権宣言ならびに1946年憲法前文によって表明された諸権利以上に

(27) Jean Rivero et Hugues Moutouh, *Libertés publiques*, tome I, 9^e édition mise à jour, Paris, PUF, 2003, pp. 87-88.

「公共空間」の拡大、社会的関係の発達をもたらすものとして、それに対する積極的な評価が与えられる。環境権についても、それが多様な社会的行為者の環境管理への貢献、協力、参加を促進するものであるが故に、人権としての位置づけを付与されている⁽²⁸⁾。

環境憲章制定をめぐる政治的現実を目を向けるならば、今回の憲法改正をめぐる国会の審議においても、環境憲章の制定は、1789年人権宣言ならびに1946年憲法前文と同等の法的価値を環境憲章に対して付与することを目的とするものであるが故に、「第一世代」の政治的権利、「第二世代」の経済的・社会的権利に続いて、人権でありながら集団的側面を顕著に刻印させた「第三世代」の権利を憲法典に組み入れる試みであるという意図が確認される⁽²⁹⁾。このような意図を前提として、例えばフランス経済社会評議会の見解においては、国民の共有財産や天然資源の保全を行うことを第一の任務とする公権力の権限としての環境権と、最終的には司法権の介入によってその実効性が担保される国民の基本権としての環境権という2つの側面が環境権概念の中には含まれているとされ、良好な環境を享受する個人の権利を集団レベルにおいて公権力の環境権が保障するという2つの環境権概念の不可分な関係が提示されている⁽³⁰⁾。

(28) Dominique Rousseau, *Les droits de l'homme de la troisième génération*, op. cit., pp. 134-135. なお、「第三世代の人権」に関するルソーの議論については、岡田・前掲注18・171-172頁、武藤達夫「『第三世代の人権』論の意味について」関東学院法学第1巻第1号（1991年）283-289頁等においてすでに紹介がある。

(29) V. <http://www.assemblee-nat.fr/12/cra/2003-2004/229.asp> et <http://www.senat.fr/commission/loi/lois040619.html#toc6> 当然のことながら、環境憲章の制定に伴い憲法前文に修正が加えられることに対する反対論も存在する。例えば元憲法院院長にして元司法大臣の元老院議員 R. バダンテール（Robert Badinter）は、市民的・政治的権利および社会的権利に比しての集団的権利の法的意義に対する懐疑的な立場から、環境憲章が1789年人権宣言ならびに1946年憲法前文と同等の法的効力をもたうことを否定している。V. <http://www.senat.fr/seances/s200406/s20040623/s20040623003.html#section853>

(30) V. Avis du Conseil économique et social présenté par M. Claude Martinand sur «Environnement et développement durable, l'indispensable mobilization des

この点につき、学説においても、良好な環境を享受する権利と持続可能な発展を保障する環境憲章を憲法典に組み込むための憲法改正は、環境法の民主化ならびに調和化を可能ならしめるものであるという評価が存在する。環境法の民主化が実現されるというのは、憲法規範としての環境権の確立は、環境問題に関する市民の意思のより高次の発現およびフランス憲法における新たな人権の保障を反映しているからであり、環境法の調和化が実現されるというのは、今回の憲法改正は、環境法規範に関する、一方においてフランス国内法と国際法・欧州連合法との齟齬を、他方においてフランス国内法規範間の齟齬を解消し、その結果国内環境法の一貫性を強化することに資するものであるからであるとされる⁽³²⁾。

環境憲章の制定に対するこのような積極的評価は、「第三世代の人権」概念に裏打ちされるものとしての環境権についての法的妥当性の是認となって表れる。一般的には、人権に関する世代間の区別は、人権概念を歴史的な文脈に即して理解するという理論的意義を留めているが、純粋に法的な観点からは、人権の世代論は妥当性を欠くものであり、国家の不作為のみを前提とする自由権＝第一世代の権利のみが真の人権であり、国家による介入をとりわけ要求する「債権としての権利」ないし「～への権利」＝第二世代ならびに第三世代の権利は、言わば「擬似的人権 (pseudo-droits de l'homme)」にすぎないということが指摘されてきた。しかし、ここにおいて、欧州人権裁判所が、第一世代の権利と第二世代の権利との間にはいかなる「隔壁」も存在しないことを確言した⁽³¹⁾ということが想起され、欧

acteurs économiques et sociaux», séance du 12 mars 2003, *JO CES* N° 8, 18 mars 2003 (extraits), in *RJE*, 2003, numéro special, p.130.

(31) 環境問題に関しフランスが近年署名した重要な国際条約としては、1998年に国連欧州経済委員会が採択したいわゆるオーフス条約が挙げられるであろう。このオーフス条約は、環境に関する情報へのアクセス権、環境問題に関する意思決定への市民参加、環境問題に関する司法へのアクセス権について国際的な最低基準を定めた条約であり、フランス国内においては2002年10月に発効した。

(32) Marie-Anne Cohendet, Les effets de la réforme, in *RJE*, 2003, numéro special, p. 51.

州人権裁判所のこの推論が「第三世代の人権」についても適用されるべきことが説かれる。すなわち、あらゆる権利は、国家に対する市民の債権および国家による介入を前提とするのであって、このことが想起されるならば、ある権利の法的価値を判断するための適切な基準は、法体系における当該権利の形式的な位置づけであるということになると結論づけられる。そして、かかる結論は、1946年憲法前文において宣明された諸権利が、1789年人権宣言とまったく同様に憲法的価値を有するということを宣言した憲法院判例⁽³⁴⁾、および、1789年人権宣言と1946年憲法前文に同一の条件において言及している第五共和国憲法前文に照らして正当なものであるとされる。この立場からは、憲法前文ならびにそれが参照対象としている法文——来るべき環境憲章も含めて——は、完全な憲法的価値を有するが故に、フランスにおける憲法概念の構成要素を成すということが改めて強調される⁽³⁵⁾。逆に言えば、環境憲章に含まれる権利ないし原則が憲法規範化するということは、環境権が社会において基本的なものと思なされることに見合うだけの需要を有しているということの証左であり、その意味において、フランス国内法の民主的性格にとっての進歩を体現するものであると⁽³⁶⁾考えられうるのである。

このように、社会によって表明される諸要求の一部を充足させる役割を担いうるものとして環境権の憲法規範化が是認されるならば、環境憲章は、人権論において1789年人権宣言ならびに1946年憲法前文を補完する機能を果たすものに他ならない。環境憲章制定の根底には、人格に帰属する個人的権利は国家の作為を要求する債権としての権利に一般的には優越するということを承認したとしても、専ら個人的権利として環境権を構成することは、環境管理の技術における集団性を見誤ることになるために、個

(33) CEDH, 9 octobre 1979, Airey c/Irlande, A n° 32, p. 14.

(34) CC, n° 79-105 DC, 25 juillet 1979, Droit de grève à la radio et à la télévision, et n° 90-383 DC, 8 janvier 1991, Lutte contre le tabagisme et l'alcoolisme.

(35) M. -A. Cohendet, Les effets de la réforme, op. cit., p. 53.

(36) Ibid., p. 54.

人的性格とともに集团的性格をも併有する権利の誕生が必要なのであるという実践的要求が確認されうるのである。⁽³⁷⁾

しかし、当然のことながら、環境権が憲法規範化され、1789年人権宣言ならびに1946年憲法前文によって宣明された諸権利と同等の価値を獲得することに対して批判的な見解も存在する。環境憲章第1条において定められた各人の「健康を尊重する均衡のとれた環境の中で生存する権利」に比して、第3条において定められた環境に対する侵害を防止する義務は環境保全全般に及びうるが故に、制定が企図されている環境憲章においては義務が権利に優越する地位を占めるのではないかという懸念に加えて、⁽³⁸⁾「第三世代の人権」の一範疇としての環境権の憲法レベルでの承認に対しても疑問が投げかけられている。すなわち、「第三世代の人権」は、少なくとも部分的には、自由権を希釈化する効果をもつ債権としての権利の発展形にすぎず、このことは、国家の権限の増大を含意する人権の後退化現象⁽³⁹⁾をもたらされるという事態を想起させるという批判である。

そして、「環境人権」概念の承認の可否をめぐる議論は、人権間の衝突における調整役としての憲法院の権限の強大化という、フランスにおいてはおなじみの司法不信という問題を惹起せずにはおかない。というのも、環境憲章が制定されることにより、憲法院は、環境憲章の諸条項に対する法律の適合性について審査する際に、1789年人権宣言もしくは1946年憲法

(37) Avis du Conseil économique et social présenté par M. Claude Martinand sur «Environnement et développement durable, l'indispensable mobilization des acteurs économiques et sociaux», op. cit., p. 135.

(38) P. Billet, La constitutionnalisation du droit de l'homme à l'environnement, op. cit., pp. 42-43.

(39) J. -P. Feldman, Le projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement, op. cit., p. 971. また、フランスの公的自由論において主導的地位を占める論者からも、「第三世代の人権」の是認の可否という問題との関連において、社会から疎外された集団に権利・自由や保護されるべき地位を付与することは、国家権力の増大および価値相対主義の下での利益対立を不可避的にもたらすとの懸念が表明されている。V. Patrick Wachsmann, *Libertés publiques*, 3^e édition, Paris, Dalloz, 2000, p. 50.

前文によって承認された権利・自由——とりわけ所有権や企業活動の自由——と環境憲章によって承認された新しい権利との調和を図らなければならなくなるからである。このことは、憲法院を極めて強力な裁定者の地位に置き、憲法上の諸原則の調整を行う国会の役割を相対的に低下させることになるという状況が予想されている。さらに、環境憲章の制定が憲法院の権限のさらなる強化を付随させているという問題は、一般的利益の名の下の財産権の制約の可否という、憲法学において極めて一般化している論点をも想起させるものである⁽⁴¹⁾。

他方において、環境憲章の制定に付随する憲法院の権限の増大という問題は、環境人権の概念を積極的に評価する論者によっても共有されている。環境憲章の制定が肯定的に受け止められてもなお、憲法院の権限がさらに強化されることに対する懸念が広く共有されているからこそ、環境問題への配慮は何よりも立法者に対して課せられる責務なのであって、環境

(40) V. Yves Jegouzo, La genèse de la Charte constitutionnelle de l'environnement, in *RJE*, 2003, numéro special, p. 31, P. Billet, La constitutionnalisation du droit de l'homme à l'environnement, op. cit., p. 42, et J. -P. Feldman, Le projet de loi constitutionnelle relatif à la Charte de l'environnement, op. cit., p. 972.

(41) 例えば赤坂正浩「青い地球は誰のもの？—環境問題と憲法—」法学教室第269号（2003年）85、87頁においては、「政府による環境保護政策の実施は、企業や個人の経済活動を規制する場合には営業の自由、財産権の保障、職業の自由〔…〕という具合に、憲法上の人権を制限する側面をもつ」ということ、そして、「例えば清浄な大気などの環境が、基礎的な公共財であって個人の私物・私利私欲ではないことを考えると、『良好な環境』を保護内容とする個人の権利という構成には、伝統的な権利観とはなじまない点がある」、 「環境人格権を超える環境権は、狭い意味での個人の利益保護にとどまらず、私人の権利主張の形式を借りて政府による公益保護を起動させようとする点で、これまでの人権にはないコンセプトなのである」ということが自覚された上で、「環境保護政策の進展によって、憲法上の人権が今までにない制限を受けることがある以上、環境保護が法律レベルだけではなく、憲法レベルの価値でもあることを再確認することには、やはり重要な意義がある」、 「環境保護目的による経済的自由規制については、緩やかな違憲審査基準を適用することが打ち出されてもよいのではないだろうか」と結論づけられている。

問題における憲法院の介入は、かかる責務を立法者に想起させる限りにおいて許容されるものであるということが確認されているのである。⁽⁴²⁾この確認においては、公共機関が担う環境政策上の責務に対しても、政治的統制が司法的統制に優先するということが改めて強調されているのであるが、しかしながら、いずれにせよ憲法院は、憲法第34条の法律事項に「環境保全」という項目が追加されたことに伴う、環境政策における立法権と行政権の間の権限配分の問題など、環境憲章に定められた諸条項を具体化する上での諸問題において重要な影響力を及ぼすことになるということは間違いないであろう。⁽⁴³⁾

V. 結びに代えて——憲法学と集団の権利

周知のように、「第三世代の人権」論に対しては、権利義務の主体や、司法過程を通じての救済という点における実効性につきその不明確性が指摘され、批判の俎上にのせられてきた。より根本的には、「第三世代の人権」論が容認されるとなると、集団の権利なる概念が積極的に評価されることになるため、この議論は、人権実現の究極の目的たる個人の権力からの保護という構想に反するのではないかという疑問が日本においてもしばしば提起されてきた。⁽⁴⁴⁾日本の憲法学説上、集団の権利主体性を否定ないし消極的に解する見解は根強く、これまで個人の尊重概念を中核に構築され

(42) M. -A. Cohendet, *Les effets de la réforme*, op. cit., p. 58.

(43) *Ibid.*, p. 59. この論者は、今回の憲法改正がもたらす結果の1つとして、環境憲章の諸条項と他の国内法規範との調整を行う司法審査が必要となり、先決問題付託の形式をとった抗弁方法による事後的合憲性審査の制度が導入されることになるという、環境憲章の制定がフランスの違憲審査制に及ぼす重大な影響についても予測を行っている。V. *ibid.*, p. 61.

(44) 例えば、奥平康弘『憲法Ⅲ』（有斐閣、1993年）24-25頁、佐藤幸治『憲法〔第三版〕』（青林書院、1995年）395-396頁、横田耕一「『国際人権』と日本国憲法」国際人権第5号（1994年）8-9頁、同「人権の国際的保障と国際人権の国内的保障」ジュリスト第1022号（1993年）31頁、武藤・前掲注28・298頁参照。

てきた日本国憲法解釈上の人権論と「第三世代の人権」論との整合性が疑問視⁽⁴⁵⁾されている。

これまで「第三世代の人権」については、本来それは人権の国際化現象を背景に登場した概念であって、厳密に国内における人権保障のための諸制度の存在を前提とした概念ではないために、「第三世代の人権」論と従来議論されてきた国内における人権保障の問題との齟齬がしばしば指摘されてきた。フランスにおいても、国民の「良好な環境を享受する権利」を「第三世代の人権」に属するものとして意識的に評価する論調が決して大勢であるとは言えないであろう。しかし、この権利は専ら個人の人格的利益と結びつく限りにおいて承認されるというわけではなく、国民による環境権の行使ないし政府機関による環境政策の遂行における集団性＝集団の保護という局面が存在するということが、環境憲章制定をめぐる議論においてしばしば確認されている。

確かに、この度フランスにおいて制定された環境憲章は、環境権に対する国際的な意識の高まりに鑑みると、環境問題に対処するための諸原則について特に新機軸を打ち出した内容を有しているわけではない。しかし、環境権に限らず、新たに生成されつつある権利は、強制力ないし実効性を必ずしも伴わない国際法レベルにおいては一般的に承認されやすいと言えるであろうが、それだけに、フランスにおける今回の憲法改正の動向は、「予防原則」を始めとした環境法上の諸原則をその集団的権利としての性格を意識しつつ国内規範化することそれ自体において、人権論一般に対するインパクトを内包せざるをえないであろう。このことは、環境憲章制定の1つの帰結として、基本権の侵害についてしか認められない「暴力行為⁽⁴⁶⁾ (voie de fait)」を理由とした市民による損害賠償請求の可能性が予

(45) 例外的に、「人民の権利」を「西欧的な人権のサブカテゴリー」として承認する余地のあることを認める見解も存在する。芦部信喜『憲法叢説1 憲法と憲法学』（信山社、1994年）245頁参照。

(46) 山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）によれば、「暴力行為」とは、「行政の行う事実作用による、個人の所有権または基本的人権に対する

見されていることにも 1 つの証左を得ている。⁽⁴⁷⁾

いずれにせよ、環境権等をめぐって提起される集団の権利主体性の問題に対し、伝統的な人権論の立場から批判することは容易であろう——また、「第三世代の人権」論がかかる批判に耐えうるだけの説明力を獲得しうるか否かについて疑問なしとは言いがたいであろう——が、その批判の過程において、生成されつつある、少なくともその承認が多数の人々によって主張されている権利に導入されようとしている新たな原理、新たな概念構成を——集団の人権享有主体性の問題が、その考察対象を社会経済的諸団体から民族的・文化的マイノリティーを始めとした自然集団へとシフトチェンジしつつあるという状況下において——直視しないのであれば、かかる批判はもはや理論家の作業ではなく、方法論における単なる教条主義の表明にすぎないであろう。かかる教条主義は、1789年に表明された市民的・政治的権利および1946年に表明された経済的権利の延長線上に環境権を位置づけ、もって環境憲章を共和国の第三の契約と捉えるこの度の憲法改正の動向を面前にして、あまりにも無力である。フランスにおける環境憲章の制定をめぐっての今回の憲法改正は、まさしく制度の創設そのものによってそのことを物語っているということは、甚だ不十分な本稿の論述をもってしても確言できることなのである。

(了、2004年12月28日脱稿)

〔付記〕 浦田賢治先生、樋口陽一先生の早稲田大学ご退官にあたり、両先生からのこれまでのご学恩に心より謝意を表しつつ、謹んで本稿を献呈させて頂く次第です。

明白な違法性をいう。」とされる。

(47) V. Avis du Conseil économique et social présenté par M. Claude Martinand sur 《Environnement et développement durable, l'indispensable mobilization des acteurs économiques et sociaux》, op. cit., p. 133.

(48) Projet de loi constitutionnelle relative à la Charte de l'environnement (exposé des motifs), op. cit., p. 171.